

平成21年 6月22日

図面のない建物の評定過程の変更

四国耐震診断評定委員会
委員長 松島 学

最近、構造図面のない建物の診断，補強が評定会に持ち込まれています。これは当初、予定していた状況と異なり、評定会の審査時間及び受託事務所の調査作業に、多大な負担を強いる結果となっています。

この状況を変えるため、今後評定会では図面のない建物の場合、評定は直接受け付けないものとします。

今後、発注者または受託事務所は建物の調査を行い図面の復元をして、その復元図を評定会に提出して、適切に復元されているかの判断を得てから、診断および補強の設計に入ってください。なお、調査方法や復元図の作成については、「審査フロー」に基づいて行ってください。

平成21年 6月22日

四国耐震診断評定委員会 事務局
(社)高知県建築士事務所協会

図面のない建築物の評定過程の変更について

別紙のとおり、四国耐震診断評定委員会からの変更事項の連絡がありました。
該当物件の評定は以下のような要領で取り扱いますので、注意してください。
また、図面のない低強度建築物の補強設計の評定は行いません。

図面のない建築物の審査フロー

耐震診断

補強改修

事務局へ申込

事務局へ申込

耐震幹事会の指導

耐震幹事会の指導

受託事務所は幹事に同席して
調査及び図面作成のフォーマットに
ついて説明を受ける。

(図面の復元)耐震幹事会 審査

(図面の復元)耐震幹事会 審査

受託事務所と発注者(市町村の担当職員)は、
幹事に同席して復元図書の審査を受ける。
その後担当幹事を決める。
受託事務所は完成した報告書を
評定会にて説明する。

(図面の復元)四国耐震診断評定委員会 審査

(図面の復元)四国耐震診断評定委員会 審査

受託事務所が、完成した報告書を評定会にて説明する。
問題点がある場合は担当幹事が処理する。

申し込み受付

耐震幹事会 審査

四国耐震診断評定委員会 評定

1. 実施時期について
平成21年8月1日以降申込み物件についてこの方法に変更します。
2. 評定料等について
平成21年9月1日発注分より取り扱いします。
(それ以前の該当建築物は事務局へ相談してください。)
評定手数料は「四国耐震診断評定委員会規程」第10条別表 4による。